

区役所機能のあり方について

平成 1 9 年 (2007 年) 1 月

広島市企画総務局

はじめに

広島市の区役所は、昭和 55 年(1980 年)の政令指定都市移行に当たり、法令に基づき区の事務とされている戸籍、年金、税務などの業務に併せ、地域の多くの行政需要に対応できるように、土木、農林、建築などの業務も取り扱ういわゆる大区役所制を採用し、総合的な行政機能を持つ機関として出発しました。その後も、時代の変化に対応し、地域に密着した行政が展開できるよう、組織改正、事務移譲など機能充実を図ってきました。

近年、市民のまちづくりへの参加意識の高まり、高齢化・少子化の進行、情報通信技術（ＩＴ）の進展、人権意識の高揚、男女共同参画社会の推進など社会経済環境が大きく変化しています。このような変化に対応した行政サービスに加え、続発する事件・災害を踏まえた安全・安心なまちづくりが強く求められるなど市民生活に密接につながったきめ細かい、多様な行政が求められています。

政令指定都市移行後 25 年を経過し、広島市においても厳しい財政状況を踏まえ効果的な行政運営を図る必要がある中で、地域福祉計画に基づく地域レベルでの具体的な取り組みなどの市民主体のまちづくりや安全・安心なまちづくりを積極的に推進していくため、地域における中心的機関である区役所をはじめコミュニティ施設の機能を見直す時期に来ています。

このような問題認識の上で、まず区役所機能を調査し、検討してきました。検討に当たっては、庁内関係課長による「区役所機能あり方検討会」を設置し、これまでの区役所機能や区政を取り巻く現状を踏まえ、総合性、自立性、市民参加、市民サービス、効果的な行財政運営の 5 つを視点として議論するとともに、区役所・出張所利用者等の意見聴取や「市民まちづくりアンケート」等を実施しました。

本報告書は、今後の区役所のあるべき姿、機能強化の方向やその推進方策についての検討結果をとりまとめたものです。

これに基づき、今後とも市民の皆様とともに、よりよい区役所、よりよい地域社会づくりに努めていきたいと考えています。